

毎週月、水、金曜日発行

富山県報

平成23年5月25日

水曜日

第3326号

目次

告示

- 道路の位置の指定 1
- 道路の区域変更 2
- 道路の供用開始 3
- 保安林の指定施業要件の変更予定 4
- 平成23年度管理理容師資格認定講習会及び管理美容師資格認定講習会

公 告

- 平成23年度毒物劇物取扱者試験の実施 5
- 公文書の開示の実施状況 7
- 保有個人情報の開示、訂正、利用停止等の実施状況 8
- 大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出 9
- 軽油引取税に係る特約業者の指定の取消し 11
- 土地改良区の役員の退任

正誤

- 平成23年4月22日付け第3313号富山県告示第202号

~~~~~  
 告示  
 ~~~~~

富山県告示第242号

道路の位置の指定について

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号に規定する道路の位置を次のように指定した。

平成23年5月25日

富山県知事 石井 隆一

道路番号	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	道路の位置		指定年月日
			始点の地名地番	終点の地名地番	
1	6.00	101.99	氷見市柳田字明神3027番5	氷見市窪1145番1地先	平成23年4月15日

2	6.00	25.67	氷見市柳田字水 替田2175番	氷見市柳田字水 替田2170番	平成23年 5月10日
3	6.00	56.67	氷見市柳田字水 替田2179番4	氷見市柳田字水 替田2170番	平成23年 5月10日
4	5.97	25.95	氷見市柳田字水 替田2170番	氷見市柳田字水 替田2175番	平成23年 5月10日
5	6.00	86.43	氷見市諫訪野13 番2	氷見市諫訪野13 番2	平成23年 5月10日

富山県告示第243号

道路の区域変更について

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第1項の規定に基づき道路の区域を次とおり変更したので、同項の規定により公示する。

なお、関係図面は、富山県土木部道路課及び次の縦覧場所において 5 月 25 日から 1 箇月間一般の縦覧に供する。

平成23年 5 月 25 日

富山県知事 石 井 隆 一

道路の種類 及び路線名	区 間	変 更 前後別	記 号	敷地の幅員 メートル	延 長 メートル	縦覧場所
県道 中神通井田線	富山市八尾町黒田 494番1 地先から	変更前		最大 11.2	169.0	富山土木 センター
	富山市八尾町黒田字東宿目 2690番1地先まで			最小 6.7		
県道 四方新中茶屋 線	富山市八町中94番地先から 富山市八町南 112番地先ま で	変更後		最大 13.9	169.0	富山土木 センター
				最小 10.2		
		変更前		最大 48.0	247.4	富山土木 センター
				最小 10.0		
		変更後		最大 48.0	247.4	
				最小 10.0		

県道 富山小杉線	射水市鷺塚 896番2地先から 射水市鷺塚 932番地先まで	変更前	A	最大 13.5 最小 9.5	169.2	高岡土木センター
			A	最大 13.5 最小 9.5	169.2	
		変更後	B	最大 26.5 最小 8.3	170.6	

富山県告示第244号

道路の供用開始について

次のとおり道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により公示する。

なお、関係図面は、富山県土木部道路課及び次の縦覧場所において5月25日から1箇月間一般の縦覧に供する。

平成23年5月25日

富山県知事 石井 隆一

道路の種類 及び路線名	区間	供用開始の期日	縦覧場所
県道 坂本長附線	富山市八木山字松原割 322番1地先から 富山市八木山字稻葉割松原割 313番8地先まで	平成23年5月25日	富山土木センター
県道 中神通井田線	富山市八尾町黒田 494番1地先から 富山市八尾町黒田字東宿目2690番1地先まで	平成23年5月25日	富山土木センター
県道 四方新中茶屋線	富山市八町中94番地先から 富山市八町南 112番地先まで	平成23年5月25日	富山土木センター
県道 富山小杉線	射水市鷺塚 896番2地先から 射水市鷺塚 932番地先まで	平成23年5月25日	高岡土木センター

富山県告示第245号**保安林の指定施業要件の変更予定について**

農林水産大臣から次のとおり保安林の指定施業要件の変更をする予定である旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

平成23年5月25日

富山県知事 石井 隆一

1 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

富山県富山市有峰字村川谷割15・16（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）、17、18、19の1、19の2・19の3（以上2筆国有林。）、20の1、20の3から20の10まで（以上8筆国有林。）

2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

3 変更後の指定施業要件**(1) 立木の伐採の方法**

ア 次の森林については、主伐、択伐による。

字村川谷割20の3から20の7まで

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を富山県農林水産部森林政策課及び富山市役所に備え置いて縦覧に供する。）

富山県告示第246号

平成23年度管理理容師資格認定講習会及び管理美容師資格認定講習会について

理容師法（昭和22年法律第234号）第11条の4第2項及び美容師法（昭和32年法律第163号）第12条の3第2項の規定により平成23年度管理理容師資格認定講習会及び管理美容師資格認定講習会を次のとおり指定したので、告示する。

平成23年5月25日

富山県知事 石井 隆一

1 主催者の名称及び住所

- (1) 名称 財団法人理容師美容師試験研修センター
 (2) 住所 東京都江東区有明三丁目7番26号

2 講習日程及び講習科目

日程	年月日	午前			午後	
第1日	平成23年11月14日	公衆衛生	1時間	衛生管理	2時間	公衆衛生
第2日	平成23年11月21日	衛生管理		3時間	衛生管理	3時間
第3日	平成23年11月28日	衛生管理		3時間	衛生管理	3時間
計		18時間				

3 受講料 18,000円

4 受講予定人員 管理理容師 10名
 管理美容師 110名

5 講習会場の名称及び所在地

- (1) 名称 自治労とやま会館
 (2) 所在地 富山市下新町8番16号

6 会場の運営及び設営の窓口となる事務所の名称及び所在地

- (1) 名称 財団法人理容師美容師試験研修センター東海ブロック事務所
 (2) 所在地 愛知県名古屋市中区丸の内2丁目14番20号 ザ・スクエア2階

~~~~~  
 公 告  
 ~~~~~~

平成23年度毒物劇物取扱者試験の実施

毒物及び劇物取締法（昭和25年法律第303号）第8条第1項第3号に規定する毒物劇物取扱者試験を次のとおり実施するので、毒物及び劇物取締法施行規則（昭和

26年厚生省令第4号) 第8条の規定により公告する。

平成23年5月25日

富山県知事 石 井 隆 一

1 試験の日時及び場所

- (1) 日時 平成23年8月31日(水)午前10時から
- (2) 場所 富山市新総曲輪2番21号 富山県農協会館

2 試験の種類

- (1) 一般毒物劇物取扱者試験
- (2) 農業用品目毒物劇物取扱者試験
- (3) 特定品目毒物劇物取扱者試験

3 受験手続

(1) 出願書類

ア 受験願書

イ 写真(出願前6箇月以内に撮影した上半身、無帽、正面向きで、縦6.5cm
×横5cmのものを所定の様式に糊付けし、必要事項を記入すること。写真の
裏面には、住所、氏名、生年月日及び撮影年月日を記載すること。)

ウ 受験票(願書提出時、願書提出場所に備える所定のハガキに必要事項を記
載すること。)

(2) 受験手数料

10,500円(受験手数料相当額の富山県収入証紙を受験願書の「富山県収入証
紙ちよう付欄」にすること。)

(3) 出願書類の提出期間

平成23年7月4日(月)から7月15日(金)まで(日曜日及び土曜日を除く。)

(4) 出願書類の提出場所

富山県内(富山市を除く。)に住所を有する受験者にあっては住所地を所管
する厚生センター又は厚生センター支所(以下「厚生センター等」という。)
に、富山市又は富山県外に住所を有する受験者にあっては富山県厚生部くすり
政策課(〒930-8501 富山市新総曲輪1番7号)に提出すること。

4 問合せ先及び受験願書の配布場所

富山県厚生部くすり政策課(電話076-444-3234)、富山県内の厚生センター等

に問い合わせること。

公文書の開示の実施状況

富山県情報公開条例（平成13年富山県条例第38号）第38条の規定により、平成22年度における公文書の開示の実施状況を次のとおり公表する。

平成23年5月25日

富山県知事 石井 隆一

1 公文書の開示請求、決定等の状況

開示請求の件数	左の決定等の件数					
	開示	部分開示	非開示	不存在	存否応答拒否	※その他
16,151件	3,603件	11,593件	89件	78件	0件	866件

備考 ※印の欄の内訳 取下げ 866件

2 公文書の開示請求の実施機関（部局別）内訳

実施機関	件数	実施機関	件数
知事政策局	27件	議会	4件
観光・地域振興局	7件	教育委員会	4,040件
経営管理部	5,137件	選挙管理委員会	238件
生活環境文化部	53件	人事委員会	13件
厚生部	606件	監査委員	4件
商工労働部	32件	公安委員会	12件
農林水産部	238件	警察本部長	2,310件
土木部	2,879件	労働委員会	1件
出納局	406件	収用委員会	2件
小計	9,385件	海区漁業調整委員会	1件
		内水面漁場管理委員会	1件
		公営企業管理者	140件
合計			16,151件

3 不服申立ての状況

- (1) 不服申立ての件数 2件
- (2) 不服申立ての処理件数 1件 (一部認容1件)

保有個人情報の開示、訂正、利用停止等の実施状況

富山県個人情報保護条例（平成15年富山県条例第1号）第59条の規定により、平成22年度における保有個人情報の開示、訂正、利用停止等の実施状況を次のとおり公表する。

平成23年5月25日

富山県知事 石井 隆一

1 保有個人情報の開示請求、決定等の状況

(単位：件)

区分 実施機関	書面による保有個人情報の開示請求							口頭による 保有個人情 報の開示の 請求	請求件数	
	請求 件数	決定等の状況					その他			
知事		開示	部分 開示	非開示	不存在	存否応 答拒否				
知事政策局	0	0	0	0	0	0	0	0		
観光・地域振興局	0	0	0	0	0	0	0	0		
経営管理部	3	2	0	1	1	0	0	118		
生活環境文化部	0	0	0	0	0	0	0	3		
厚生部	2	2	0	0	0	0	0	110		
商工労働部	0	0	0	0	0	0	0	169		
農林水産部	0	0	0	0	0	0	0	0		
土木部	0	0	0	0	0	0	0	0		
出納局	0	0	0	0	0	0	0	0		
小計		5	4	0	1	1	0	0	400	
議会		0	0	0	0	0	0	0	0	
教育委員会		8	1	7	0	0	0	0	3,951	

選挙管理委員会	0	0	0	0	0	0	0	0
人事委員会	0	0	0	0	0	0	0	105
監査委員	0	0	0	0	0	0	0	0
公安委員会	0	0	0	0	0	0	0	0
警察本部長	66	0	65	1	1	0	0	0
労働委員会	0	0	0	0	0	0	0	0
収用委員会	0	0	0	0	0	0	0	0
海区漁業調整委員会	0	0	0	0	0	0	0	0
内水面漁場管理委員会	0	0	0	0	0	0	0	0
公営企業管理者	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	79	5	72	2	2	0	0	4,456

2 保有個人情報の訂正請求、決定等の状況

該当なし

3 保有個人情報の利用停止請求、決定等の状況

該当なし

4 不服申立ての状況

該当なし

大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出について

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）附則第5条第1項の規定により大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定により次のとおり公告し、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。

平成23年5月25日

富山県知事 石井 隆一

1 店舗の名称及び所在地

立山ショッピングセンター ナビオ 中新川郡立山町草野101番地 ほか12筆

2 店舗を設置する者 立山ショッピングセンター株式会社

3 変更事項

(1) 店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

(変更前) 午前10時（土日祝日のみ午前9時30分）及び午後9時

(変更後) 午前9時及び午後9時

(2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

(変更前) 午前9時30分（土日祝日は午前9時）～午後9時30分

(変更後) 午前8時30分～午後9時30分

4 変更の日 平成23年5月16日

5 上記3の変更に係るもの以外の事項

(1) 店舗において小売業を行う者 アルビス株式会社

(2) 店舗面積の合計 3,069m²

(3) 店舗の施設の配置に関する事項

ア 駐車場の位置及び収容台数 A棟建物南側 132台

イ 駐輪場の位置及び収容台数 A棟建物南側ほか 24台

ウ 荷さばき施設の位置及び面積 A棟建物北側ほか 51m²

エ 廃棄物等の保管施設の位置及び容量 A棟建物北側ほか 43m³

(4) 店舗の施設の運営方法に関する事項

ア 駐車場の自動車の出入口の数及び位置 東側ほか 4箇所

イ 荷さばきを行うことができる時間帯 午前7時～午後6時ほか

6 届出の日 平成23年5月16日

7 縦覧場所 富山県商工労働部商業まちづくり課

8 縦覧期間 平成23年5月25日から平成23年9月26日まで

9 その他

当該店舗の周辺地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、法第8条第2項の規定に基づき、以下の事項を記載した意見書を、縦覧期間満了の日までに富山県商工労働部商業まちづくり課に提出することができる。

(1)氏名及び住所（法人等にあっては、所在地、名称及び代表者氏名）(2)(1)の事項の公表の可否 (3)当該店舗の名称及び所在地 (4)意見及びその理由

軽油引取税に係る特約業者の指定の取消し

富山県総合県税事務所長から、富山県税条例（昭和29年富山県条例第16号）第132条第2項の規定により次のとおり軽油引取税に係る特約業者の指定を取り消した旨の報告があつたので、公表する。

平成23年5月25日

富山県知事 石井 隆一

1 特約業者の名称

金子芳治

2 主たる事務所の所在地

射水市南太閤山8-37

3 指定の取消しの年月日

平成23年4月7日

土地改良区の役員の退任

上条用水土地改良区の役員であった次の者が平成23年5月1日退任した旨届出があつたので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により公告する。

平成23年5月25日

富山県知事 石井 隆一

職名 氏名 住所

理事 金盛昭頼 中新川郡上市町上荒又6番地1

~~~~~

正 誤

~~~~~

平成23年4月22日付け第3313号富山県告示第202号「道路の位置の指定について」表中

誤

1	5.00	25.80	射水市戸破字神田6258番7	射水市戸破字神田6258番7	平成23年3月30日
---	------	-------	----------------	----------------	------------

正

1	5.00	25.80	射水市戸破字神 田6285番7	射水市戸破字神 田6285番7	平成23年 3月30日
---	------	-------	--------------------	--------------------	----------------

平成23年5月25日印刷発行

発 行 富

山 県

富山県富山市新総曲輪1番7号

電話富山 076-444-3153番